

## コロナに負けるな!!Buy Local maizuru キャンペーン第2弾 クラウドファンディング型支援事業 事業者等募集要項

新型コロナウイルス感染症の影響により休業している事業者や影響を受けている店舗・生産者等(以下、「事業者等」という。)を対象とし、市民等が寄付又は先払い商品券を購入することができる仕組みを構築します。

### ●概要

#### (1) 実施主体

コロナに負けるな!!Buy Local maizuru キャンペーン協議会  
(舞鶴商工会議所、舞鶴観光協会、舞鶴市)  
※以下、「協議会」という。

#### (2) 支援方法

##### 【寄付型支援】

市民等から事業者等への寄付を受け付けます。寄付金は、**決済・事務手数料7%を差し引いた額**を協議会から各事業者等に振り込みます。寄付先の指定がない場合は、参加事業者等で均等に分配します。

※決済・事務手数料とは、決済システム利用に係る手数料と、本支援サイト運営事務及び商品券郵送料、封筒代、振込手数料等の事務手数料を合わせたもの。

寄付者に対して商品券は発行しませんが、お礼状送付等の事務は発生するため、下記先払い商品券購入型支援と同率の手数料を設定します。

##### 【先払い商品券購入型支援】

市民等から事業者等で利用することができる先払い商品券の購入を受け付けます。商品券は1,000円、1種類のみとし、プレミアムはありません。売上金は、**決済・事務手数料7%を差し引いた額**を協議会から各事業者等に振り込みます。

※農水産物生産者の方で後述の先払い商品券の利用期間内に出荷できない場合は、商品の予約販売とするなど可能な範囲で対応します。詳細はご相談ください。

#### ①発行者

コロナに負けるな!!Buy Local maizuru キャンペーン協議会  
(京都府舞鶴市字北吸 1044 番地 舞鶴市産業振興部内)

#### ②利用期間

発行日(協議会が新型コロナウイルス感染症収束判断後)から6か月以内。

#### (3) 支援サイト公開・受付期間

令和2年5月28日(木)～令和2年9月30日(水) 予定



## (2) 申込期間

【一次募集】 令和2年4月27日（月）～令和2年5月22日（金）必着  
※支援サイト公開時点で掲載します。

【二次募集】 令和2年5月23日（土）～令和2年8月31日（月）必着  
※支援サイト公開後、順次掲載します。

## ●留意事項

### (1) 登録・承認

- ①申込内容に基づき、支援サイト内に情報を掲載します。
- ②次に該当する場合は、登録の取り消し又は、掲載を削除します。
  - ・申込内容に虚偽又は不備等があった場合。
  - ・参加資格や営業実態が確認できないといった理由等で、協議会が申込内容より登録を取り消すと判断した場合。

### (2) その他留意事項

- ①登録事業者等の情報（名称・所在地・電話番号・サービス内容、写真等）は支援サイト以外でも本キャンペーンの広報のため使用・掲載する場合があります。
- ②本募集要項に違反する行為が認められた場合で、入金済の支援金の返金や賠償金の発生等が生じた際は請求する場合があります。
- ③本募集要項に定めのない事項に関しては、協議会がその都度対応を決定します。
- ④法人、個人問わず、必ず代表者の方がお申し込みください。
- ⑤申込まいただいた内容は、舞鶴市個人情報保護条例に沿って取り扱いいたしますが、本事業事務委託先には情報を提供いたしますのでご了承ください。

### (3) 入金について

支援募集開始後、随時（2週間おきを予定）に指定口座へ入金します。

### (4) 先払い商品券取り扱い厳守事項

- ①先払い商品券は飲食や役務の提供などの取引において利用可能です。
- ②先払い商品券と現金の交換は禁止しています。
- ③先払い商品券額面以下の利用であってもお釣りは渡さないでください。
- ④不足分は現金等で受け取ってください。
- ⑤店舗等で独自に先払い商品券の利用対象外となるサービスなどを定める場合は、あらかじめ利用者が認識できるよう、店内掲示、チラシ等にその旨を示してください。
- ⑥他割引企画との併用不可やポイント加算対象外、先払い商品券使用上限額などを定める場合は、あらかじめ利用者が認識できるよう、店内掲示、チラシ等にその旨を明示してください。 これらを怠ることによって生じたトラブルについて協議会では責任を負いません。
- ⑦利用期間を過ぎた先払い商品券は受け取らないでください。
- ⑧先払い商品券の盗難・紛失、滅失又は、偽造、模造等に対して、協議会は責を負いません。

### (5) 先払い商品券の利用対象にならないもの

- ①出資や債務の支払い（税金・振込代金・振込手数料・保険料・電気・ガス・水道・電話料金等）。
- ②有価証券、金券、商品券（ビール券、清酒券、おこめ券、図書券、店舗が独自発行する商品券等）、旅行券、乗車券、切手、はがき、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入。
- ③たばこ事業法（昭和59年8月10日法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入（電子たばこを含む）。
- ④事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入。
- ⑤土地・家屋購入、家賃、地代、駐車料（一時預かりを除く）等の不動産に関わる支払いその他、各利用可能店舗が指定するもの。
- ⑥現金との換金、金融機関への預け入れ。

- ⑦風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などに要する支払い。
- ⑧特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの。

## （6）事業者参加資格

1. 市内に店舗等を有する飲食、サービス業などの事業者（中小企業者及び個人事業主の方に限る。）。但し、次の①～⑩に該当する事業者を除く。
  - ①「風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律」（昭和23年法律第122号）第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客の射幸心をそそるおそれのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などの店舗等の営業を行っている者。
  - ②特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている者。
  - ③上記（5）[先払い商品券の利用対象にならないもの]に記載の取引、商品のみを取扱う店舗等。
  - ④舞鶴市の入札参加停止の措置若しくは入札参加除外の措置を受けている者。
  - ⑤地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項第2号に該当する者及び刑法（昭和40年法律第45号）第96条の3若しくは第198条又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第247条の規定に基づく公訴を提訴されている者等。
  - ⑥役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
  - ⑦暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
  - ⑧役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
  - ⑨役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
  - ⑩役員等が、暴力団又は、暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
2. 先払い商品券利用期間において、事業を継続することができること。

**※倒産等により先払い商品券が利用できなくなった場合等は、事業者が自己の責任で購入者への返金等対応を行ってください。協議会では保証等いたしません。**

**※参加資格や営業実態が確認できない場合は、登録内容を削除させていただくことがありますので、ご了承ください。**

## （6）事業者等の責務等

次に掲げる事項について、遵守していただきます。

- ①利用者が使用する先払い商品券について、確認を必ず行ってください。なお、明らかに色合いが違ふなど、偽造された先払い商品券と判別できる場合は、先払い商品券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに警察へ通報してください。確認用として事前に配布する見本券は、先払い商品券を取り扱うすべての従業員等に周知してください。
- ②先払い商品券を受け取った際は、再流出を防ぐため先払い商品券に店舗印などを押印し、使用済みであることを明確にしてください。
- ③寄付金及び先払い商品券販売売上金の入金は原則口座振込となります。なお、入金に関する手数料は先述のとおり事務手数料として寄付及び先払い商品券販売売上金から差引します。
- ④先払い商品券の交換又は売買は行わないでください。